

# 豊橋市立小・中学校通学区域審議会 答申

## I はじめに

過大規模校対策として導入された特定地域隣接校選択制度（以下「選択制度」という。）も早6年が経過しようとしている。選択制度は、これまで吉田方小学校、岩田小学校、幸小学校の3小学校区で導入されており、学習環境の向上という点においては、一定の成果をあげていると言える。

しかしながら、居住校区と通学校区が異なるこの選択制度により、地域コミュニティの維持・発展の面で様々な課題が生じてきている。言うまでもなく、学校、特に小学校は、地域の拠点として防災・防犯を始めとする様々な活動と密接な関係を有している。

今回、特に岩田小学校区における選択制度の今後のあり方等についての諮問を受けることとなったが、検討にあたっては、通学区域の三原則である「学校規模の適正化」、「通学の安全確保」、「通学区域の明確化」を最大限尊重しつつ、選択制度を様々な角度から分析し、豊橋市や岩田小学校区の地域性も踏まえ、大局的かつ総合的な観点から審議し、答申することとした。

## II 答申本文

1 岩田小学校区における選択制度は、岩田小学校の過大規模（通常学級が31学級以上）が解消されているため、以下により廃止することが適当である。

### (1) 廃止時期

平成25年度末（平成26年3月31日）

### (2) 経過措置（選択制度を引き続き利用できる者）

- ① 平成26年3月31日現在、選択制度を利用して豊小学校、多米小学校に在籍している児童
- ② 選択制度を利用して豊小学校、多米小学校に入学した兄又は姉が在学学生若しくは卒業生の場合の新入学するその弟又は妹

2 今後、選択制度は、学校の過大規模が解消され、該当地域の将来的な自然増及び社会増を考慮しても過大規模化することが見込まれない場合には、廃止する方向で検討することが適当である。

### Ⅲ 審議内容

本審議会は、選択制度の導入を開始した平成19年度以降、その現状と課題分析を毎年行ってきたが、今回、選択制度導入から5年が経過したことを受け、教育委員会が評価検証のために実施したアンケート調査結果、教育課題検討会議の提言も参考とする中で、選択制度の抱える問題や将来的な選択制度のあり方について、多角的な見地から本年度4回に渡り検討を行ってきた。

#### 【審議経過】

##### 平成23年度

第1回審議会 平成23年9月 8日開催

第2回審議会 平成24年3月12日開催

##### 平成24年度

第1回審議会 平成24年8月29日開催

第2回審議会 平成24年12月6日開催

第3回審議会 平成25年1月25日開催 諮問

第4回審議会 平成25年2月26日開催 答申

#### 1 岩田小学校区における選択制度の今後のあり方について

岩田小学校区では、中岩田三丁目に居住する児童は豊小学校を、また北岩田二丁目に居住する児童は多米小学校を選択することができ、平成24年5月1日現在で選択制度を利用して豊小学校へは46人が、多米小学校へは2人が通学している。

岩田小学校は、児童数が784人（平成24年5月1日現在）となっており、選択制度を利用して児童を加えても過大規模は既に解消されている。これは、リーマンショック以降の外国人児童の減少も大きな要因のひとつと思われる。

一方で、豊橋市は、居住校区と通校区とが一致するまちづくりが行われてきた歴史があり、選択制度は、学習環境の向上に有効な制度である反面、居住校区と通学する校区が異なることから、体育祭やお祭りなどの地域行事への関わり方の面で居住校区の一員としての意識が希薄となることなどが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の点を中心に岩田小学校区における選択制度の今後のあ

るべき姿について議論を行ってきた。

#### (1) 岩田、豊、多米小学校の今後の児童数の推移

児童数・学級数予測によると、岩田小学校は、平成30年度まで、緩やかな増加傾向にはあるものの、都市計画区域の変更を始めとする社会的要因による人口増加の可能性は非常に少ないことから、過大規模校となる可能性はないものと思われる。

また、豊小学校、多米小学校の児童数は、やや減少傾向にある。

#### (2) 選択制度の利用状況

豊小学校が選択できる中岩田三丁目の選択制度の利用率は48.4%、であり、また、多米小学校が選択できる北岩田二丁目の選択制度の利用率は5.0%となっている。

選択率の更なる分析を進めたところ、中岩田三丁目の低学年、中でも第1学年においては、90%の児童が選択制度を利用していることから、選択率は今後ますます高くなっていくことが予想される。なお、北岩田二丁目においては、利用者は1世帯(2人)が利用している状況である。

#### (3) アンケートの分析

岩田・豊・多米校区居住者の選択制度に対する評価は、「とても良い」、「良い」の合計が半数近くを占めている一方で、「良いとも悪いともいえない」、「悪い」の合計は、4割程度を占めている。

選択制度の良い点は、「居住地域によっては通学距離が短くなる」が上位回答であり、選択制度の悪い点は、「地域行事(子ども会、体育祭、お祭りなど)の関わり方に問題が生じる」の回答が突出して多い結果である。

このことから、かなりの者が課題を認識している中で、条件付きでこの選択制度を受け入れていると読み取れる。

#### (4) 教育課題検討会議の提言

平成23年度に設置された「教育課題検討会議」では、選択制度の評価検証結果として、選択制度は学校の適正規模化を進める上ではあくまで暫定措置として位置付けている。また、岩田小学校に関しては、過大規模が解消されているため、今後の児童数の推

移も見込む中で、選択制度の廃止も視野に入れて課題を整理・解決していくよう提言されている。

本審議会においても、過大規模が解消している状況の中で、課題を抱えたまま選択制度を継続していくことは問題の先送りに他ならないため、できる限り早期に岩田小学校区を本来の形に戻すべきとの意見で一致した。

#### (5) 地域との意見交換等の状況

今年度、岩田校区自治会役員等との意見交換会や中岩田三丁目の保護者を中心とした意見交換会などを断続的に実施してきた事務局からの報告について議論を行った。

自治会役員の大半の意見は、居住地域の一員としての意識が希薄化するという選択制度の大きな課題に対しての不安の声であり、一方、選択制度を利用している保護者の意見は、選択制度継続の意向が多く、現在豊小学校に通っている自分の子どもがどうなるのか、その弟や妹はどうなるのかといった不安感を抱いていることが理解できた。また、中岩田三丁目からの通学距離が、岩田小学校と比較した場合、豊小学校の方が近いことから、通学の安全に不安を持つ保護者がいることも理解できた。なお、自治会側からは、交通立ち番を始めとして通学の安全確保については今まで以上に協力していきたいとの申し出もあった。

本審議会では、選択制度の抱える課題に対する認識が自治会役員等と保護者との間で隔たりが大きいことに特に着目し、学校・家庭・地域が協力して子どもたちを見守っていく岩田小学校区本来の形に早く戻すことが重要であるとの認識を持った。

なお、多米校区は、選択制度を利用しているのが1世帯（2人）であるため、選択制度廃止による影響は限定的であるが、多米校区自治会役員等及び現在利用している世帯への説明を教育委員会が行い、同意を得ていると報告を受けている。

#### (6) 廃止時期及び経過措置

選択制度廃止の際には、当然、一定の周知期間を設けることが必要である。しかし、必要以上の周知期間を設け、選択制度を利用できる期間を延長することは、この制度の抱える問題の根を更に深くしてしまう可能性が高いとの意見が多く出された。このことから、周知期間は1年として、経過措置を設けるのが適当であるとの意見で一致した。

また、選択制度廃止の際には、児童に対して急激な学習環境の変化をもたらすことは

避けるべきであるとの観点から、現在豊及び多米小学校に通学している児童はもちろん、通学の安全確保の観点からその兄弟についても引き続き選択制度を利用できるよう適切な経過措置を講じることが必要であるとの意見が多く出された。

兄弟については、選択制度廃止により豊及び多米小学校を選択できる児童の数が年々減少していくことから、通学の安全の観点も踏まえ経過措置の対象範囲は、選択制度を利用して豊及び多米小学校に在学している兄弟がいる場合のその弟妹に限定すべきであるとの意見もあったが、兄弟が卒業してもその弟妹も同じ小学校を卒業させたいという保護者の気持ちも理解できるとの意見で一致した。

その一方、選択制度廃止以降に新入学する児童の保護者が、選択制度を利用できるエリアであることを理由に中岩田三丁目及び北岩田二丁目に住居を構えたという場合を、経過措置に加えるべきかどうかの議論があった。これについては、人の気持ちの部分を実証することは非常に困難であること、また「住居を構えた」という定義付けも難しいということ、何より経過措置期間を延ばすことが課題解決の先延ばしになることから経過措置からは外すべきとの意見で一致した。

## 2 過大規模化が解消された場合の選択制度のあり方

過大規模校対策として平成19年度に選択制度を導入した際には、通学区域の見直し案や学校の分離新設案を始めとして、教育委員会と地域の双方が様々な方法の検討を行い、その結果、苦渋の選択としてこの選択制度を導入してきた経過がある。本審議会では、選択制度は恒久的な過大規模校対策としては、選択権が保護者に委ねられることから非常に不安定な要素を含んでいると考える。また、状況が許されるのであれば、居住校区と通学校区とが一致している方が豊橋市の歴史・風土には馴染んでいることも事実である。そこで、過大規模が解消し、その後も過大規模校となることが見込まれなくなった場合には、選択制度を廃止の方向で検討することが必要ではないかとの意見で一致した。

## IV むすび

本審議会は、昨年来、学校規模の適正化を図るための手法である選択制度について、特に岩田小学校区については現状と課題を整理するとともに、アンケート調査結果の分析、自治会役員や保護者の声を聴取する中で、短期的に集中して具体的な審議を進めてきた。

審議の中では、「通学区域の三原則」を最大限尊重しつつ、児童へのより良い学習環境の提供を基本に、委員それぞれの経験や立場も踏まえて議論を尽くしてきたが、地域や保護者の実情に触れるにつれ抱える課題の大きさと難しさを改めて認識したところである。

今回、過大規模が解消している岩田小学校区においては、周知期間と経過措置を講じた上で、選択制度の廃止を答申としているが、通学区域の大きな変更であることから、その過程においては関係者に対し丁寧な説明を行うことを強く求める。併せて、通学の安全確保については、学校・家庭・地域そして教育委員会が一体となって取り組まなければならない。

今後とも地域の方に見守られ、良好な学習環境のもとで子どもたちが健やかに成長していくことを切に願い、本答申の結びとする。

## 豊橋市立小・中学校通学区域審議会

会 長            朝倉 由美子    ※平成24年11月14日退任

副会長           戸田 文雄

委 員            堀田 伸一

委 員            廣田 勉

委 員            木所 壮太

委 員            牧野 修治

委 員            村川 博美

委 員            柴田 哲郎

委 員            福井 基明